

別表第7

| | 勤務箇所 | 支給職種 | 職務内容 | 調整数 |
|----|---------------------|--------------------------------|--|-----|
| 1 | 各部署 | 教授、助教授、講師 | 大学院担当を命じられた者(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者で主任として学生(医学研究科にあつては5人以上、それ以外にあつては4人以上)に対する研究指導に従事する教職員 | 3 |
| 2 | 各部署 | 教授、助教授、講師(1に掲げる者を除く) | 大学院担当教員のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する教職員 | 2 |
| 3 | 各部署 | 助手 | 大学院研究科等に在学する学生の指導に常時従事する別に定める教職員 | 1 |
| 4 | 医学部 附置研究所 | 病理細菌技術者 | 患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする教職員 | 1 |
| 5 | 医学部 附置研究所 | 教職員(教員を除く) | 上記業務に従事することを主たる職務内容(年間総勤務時間の2/3以上)とする教職員 | 1 |
| 6 | 医学部 農学部 附置研究所 | 教職員(教員を除く) | 危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容(年間総勤務時間の2/3以上)とする教職員 | 1 |
| 7 | 医学部附属病院 | 看護助手 | 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する教職員 | 3 |
| 8 | 医学部附属病院 | 看護師長(専任の者に限る) 看護師 准看護師 | 結核病棟又は精神病棟に勤務する教職員 | 2 |
| 9 | 医学部附属病院 | 医師 歯科医師 | 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする教職員 | 2 |
| 10 | 医学部附属病院 | 病理細菌技術者 | 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する教職員 | 2 |
| 11 | 医学部附属病院 | 診療放射線技師 | 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする教職員 | 2 |
| 12 | 医学部附属病院 | 作業療法技術職員 | 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする教職員 | 2 |
| 13 | 医学部附属病院 | 看護師長(8に掲げる者を除く) 看護師 准看護師 | 結核病棟、精神病棟又は集中治療部に勤務する教職員 集中治療病棟に勤務する教職員 | 1 |
| 14 | 医学部附属病院 | 医師(専任の者に限る) | 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする教職員 | 1 |
| 15 | 医学部附属病院 | 事務職員 | 受付その他の窓口業務(診療科の窓口業務にあつては、診療を受ける延患者数のうち結核又は精神病の延患者数が過半数である窓口の業務に限る。)を担当することを命じられ、かつ、現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接することを常態とする教職員 | 1 |
| 16 | 原子炉実験所 | 教職員(教授、助教授、講師を除く) | 原子炉の運転の業務に直接従事することを本務とする教職員 | 3 |
| 17 | 原子炉実験所 | 教職員(16に掲げる者を除く) | 原子炉を運転して行う実験及び研究又は原子炉の運転の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員 | 2 |
| 18 | 原子炉実験所 | 教職員(教授、助教授、講師を除く) | 原子炉に直結する実験棟(別に定めるものに限る)における実験設備の運転及び保守又は当該実験棟における放射性物質の取扱いの業務に直接従事することを本務とする教職員 | 2 |
| 19 | 原子炉実験所 | 教職員(教授、助教授、講師を除く) | 放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員 | 2 |
| 20 | 原子炉実験所 | 教職員(18に掲げる者を除く) | 18に掲げる実験棟において実験設備を運転し、若しくは放射性物質を使用して行う実験及び研究又は当該実験棟における実験設備の運転若しくは放射性物質の取扱いの指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員 | 1 |
| 21 | 原子炉実験所 | 教職員(19に掲げる者を除く) | 放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理に伴う実験及び研究又は放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員 | 1 |
| 22 | 原子炉実験所 | 教職員 | トレーサー棟における実験設備の運転及び保守又は当該実験棟における実験及び研究(別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする教職員 | 1 |
| 23 | 原子炉実験所 | 教職員 | 原子炉の運転の管理又は放射線の安全管理の総合的な調整の業務に直接従事することを常例とする教職員 | 1 |
| 24 | 原子炉実験所 | 教職員 | 原子炉に附属する実験設備、電気設備等の工作、保守管理等のため管理区域内に立ち入ることを常例とする教職員 | 1 |

別表第7

| 別表適用区分 | 勤務箇所 | 支給職種 | 職務内容 | 調整数 |
|-------------|-----------------------|--------------------------------|---|-----|
| 別表第1の10(1) | ① 各部署 | 教授、助教授、講師 | 大学院担当を命じられた者(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者で主任として学生(医学研究科にあっては5人以上、それ以外にあっては4人以上)に対する研究指導に従事する教職員 | 3 |
| 別表第1の10(2) | ② 各部署 | 教授、助教授、講師(①に掲げる者を除く) | 大学院担当教員のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する教職員 | 2 |
| 別表第1の10(4) | ③ 各部署 | 助手 | 大学院研究科等に在学する学生の指導に常時従事する総長が別に定める教職員 | 1 |
| 別表第1の12(1) | ④ 医学部 附置研究所 | 病理細菌技術者 | 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする教職員 | 1 |
| 別表第1の12(2) | ⑤ 医学部 附置研究所 | 教職員(教員を除く) | 上記業務に従事することを主たる職務内容(年間総勤務時間の2/3以上)とする教職員 | 1 |
| 別表第1の13 | ⑥ 医学部 農学部 附置研究所 | 教職員(教員を除く) | 患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容(年間総勤務時間の2/3以上)とする教職員 | 1 |
| 別表第1の14(8) | ⑦ 医学部附属病院 | 看護助手 | 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する教職員 | 3 |
| 別表第1の14(9) | ⑧ 医学部附属病院 | 看護師長(専任の者に限る) 看護師 准看護師 | 結核病棟又は精神病棟に勤務する教職員 | 2 |
| 別表第1の14(10) | ⑨ 医学部附属病院 | 医師 歯科医師 | 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする教職員 | 2 |
| 別表第1の14(11) | ⑩ 医学部附属病院 | 病理細菌技術者 | 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する教職員 | 2 |
| 別表第1の14(12) | ⑪ 医学部附属病院 | 診療放射線技師 | 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする教職員 | 2 |
| 別表第1の14(13) | ⑫ 医学部附属病院 | 作業療法技術職員 | 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする教職員 | 2 |
| 別表第1の14(15) | ⑬ 医学部附属病院 | 看護師長(⑧に掲げる者を除く) 看護師 准看護師 | 結核病棟、精神病棟又は集中治療部に勤務する教職員 集中治療病棟に勤務する教職員 | 1 |
| 別表第1の14(16) | ⑭ 医学部附属病院 | 医師(専任の者に限る) | 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする教職員 | 1 |
| 別表第1の14(18) | ⑮ 医学部附属病院 | 事務員 | 受付その他の窓口業務(診療科の窓口業務にあっては、診療を受ける延患者数のうち結核又は精神病の延患者数が過半数である窓口の業務に限る。)を担当することを命じられ、かつ、現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接することを常態とする教職員 | 1 |
| 別表第1の19(1) | ⑯ 原子炉実験所 | 教職員(教授、助教授、講師を除く) | 原子炉の運転の業務に直接従事することを本務とする教職員 | 3 |
| 別表第1の19(2) | ⑰ 原子炉実験所 | 教職員(⑯に掲げる者を除く) | 原子炉を運転して行う実験及び研究又は原子炉の運転の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員 | 2 |
| 別表第1の19(3) | ⑱ 原子炉実験所 | 教職員(教授、助教授、講師を除く) | 原子炉に直結する実験棟(総長が別に定めるものに限る)における実験設備の運転及び保守又は当該実験棟における放射性物質の取扱いの業務に直接従事することを本務とする教職員 | 2 |
| 別表第1の19(4) | ⑲ 原子炉実験所 | 教職員(教授、助教授、講師を除く) | 放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員 | 3 |
| 別表第1の19(5) | ⑳ 原子炉実験所 | 教職員(⑱に掲げる者を除く) | ⑱に掲げる実験棟において実験設備を運転し、若しくは放射性物質を使用して行う実験及び研究又は当該実験棟における実験設備の運転若しくは放射性物質の取扱いの指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員 | 1 |
| 別表第1の19(6) | ㉑ 原子炉実験所 | 教職員(⑲に掲げる者を除く) | 放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理に伴う実験及び研究又は放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員 | 1 |
| 別表第1の19(7) | ㉒ 原子炉実験所 | 教職員 | トレーサー棟における実験設備の運転及び保守又は当該実験棟における実験及び研究(総長が別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする教職員 | 1 |
| 別表第1の19(8) | ㉓ 原子炉実験所 | 教職員 | 原子炉の運転の管理又は放射線の安全管理の総合的な調整の業務に直接従事することを常例とする教職員 | 1 |
| 別表第1の19(9) | ㉔ 原子炉実験所 | 総長が別に定める者に限る | 原子炉に附属する実験設備、電気設備等の工作、保守管理等のため管理区域内に立ち入ることを常例とする教職員 | 2 |